

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、市内関連産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの普及を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、又は住所を有する見込みの者（第9条の登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金事業完了報告書の提出時までには本市に住所を有する予定の者）で、平成25年4月1日以降に一般社団法人太陽光発電協会内に設ける太陽光発電普及拡大センター（以下「J-PEC」という。）の住宅用太陽光発電導入支援対策に係る補助金への補助申込みを行い、補助金申込受理決定通知書を受領し、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 自ら居住している、又は居住しようとする市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に、市内に本社、支社、営業所等を有する法人、市内で営業する個人事業者等（以下「市内事業者等」という。）を利用して、新たに対象システムを設置する者

(2) 自ら居住するために新たに対象システムが設置された市内の住宅を市内事業者等から購入する者

2 次のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず補助金を受けることができない。

(1) 住宅を借りている者で建物の所有者の承諾が得られない者

(2) 市税を滞納している者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、別表第1に掲げる項目の設置に係る費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1キロワット当たり4万8,000円に対象システムを構成する太陽電池の公称最大出力を乗じて得た額とする。ただし、補助金は、4キロワットまでの額を上限とし、その算定に当たっては、次のとおりとする。

(1) 公称最大出力の値に1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下2位未満を切り捨てる。

(2) 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第2条第1項第1号に該当する者については対象システムに係る設置工事着手前に、同項第2号に該当する者については住宅の引渡し前に登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（別記様式第1号）に別表第2の書類

を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、市長が特別の事情があると認めるときは、前項の規定に関わらず、対象システムの設置工事着手後又は住宅の引渡し後に前項の申請をすることができる。
- 3 交付申請は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めたときは、補助金の交付決定を行い、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の通知に際し、必要に応じて条件を付すことができる。
- 3 市長は、補助の交付が適当でないとしたときは、補助金の不交付決定を行い、申請者に登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)によりその旨を通知する。

(計画変更の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書の受領後、次のいずれかの項目に変更があるときは、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金計画変更承認申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書に記載した対象システムの太陽電池の公称最大出力を変更するとき。
- (2) 対象システムのメーカーを変更するとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金計画変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めたときは、計画変更の承認を行い、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金計画変更承認通知書(別記様式第5号)により補助事業者に通知する。

(中止の承認)

第8条 補助事業者は、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書の受領後、対象システムの設置又は対象システムの設置された住宅の購入を中止しようとするときは、速やかに登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金中止承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金中止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めたときは、中止の承認を行い、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金中止承認通知書(別記様式第7号)により補助事業者に通知する。

(事業完了報告書の提出)

第9条 補助事業者は、J-PECから補助金交付決定通知書を受領したときは、速やかに登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金事業完了報告書(別記様式第8号)に別表第3の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 設置完了報告は、市長が別に定める期限までに行わなければならない。
- 3 市長は、前項の期限までに設置完了報告が行われなかった補助事業者に対する交付決定について、無効とする。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金交付額を確定し、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（別記様式第10号）により補助金の支払を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助事業者に対して支払いを行う。

(手続の代行等)

第12条 申請者及び補助事業者は、第5条の補助金の交付申請、第7条の計画変更の承認、第8条の中止の承認及び第9条の設置完了報告に係る手続について、市内事業者等に代行を依頼することができる。また、行政書士又は行政書士法人（以下「手続代理者」という。）に代理を依頼することができる。

- 2 手続を代行する市内事業者等又は手続代理者は、依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。また、当該手続の代行又は代理を通じ、申請者及び補助事業者に関して得た情報は、登別市個人情報保護条例（平成10年条例第2号）その他関係法令に従って取り扱わなければならない。

(処分の制限)

第13条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める対象システムの耐用年数の期間内に当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金財産処分承認申請書（別記様式第11号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、財産処分の承認を行い、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金財産処分承認通知書（別記様式第12号）により補助事業者に通知する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 第6条第2項に規定する交付条件を満たさないとき。
- 2 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助事業者に補助金の返還を命ずるものとする。

3 市長は、補助事業者が前条の規定により対象システムを処分したときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(協力)

第15条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて発電量及び売電量の報告その他の協力を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

2 この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成25年告示第51号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費となる項目

太陽電池モジュール	架台
インバータ	保護装置
接続箱	直流側開閉器
交流側開閉器	配線・配線器具の購入・据付
設置工事に係る費用	

別表第2（第5条関係）

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書の添付書類

1	J-P E Cが発行する補助金申込受理決定通知書の写し
2	J-P E Cへ提出する補助金申込書（添付書類を含む。）の写し
3	対象システム設置前の現況を示すカラー写真（住宅を購入する場合を除く。）
4	対象システムを設置する住宅の位置図
5	申請者の市税納税証明書
6	建物所有者の承諾書及び当該所有者が建物を所有していることを証明する書類（住宅を借りている場合に限る。）
7	行政書士の資格を証明する証票の写し（手続代理者が代理業務を行う場合に限る。）
8	その他市長が必要と認める書類

別表第3（第9条関係）

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金事業完了報告書の添付書類

1	J-P E Cが発行する補助金交付決定通知書の写し
2	J-P E Cへ提出する補助金交付申請書（兼完了報告書）（添付書類を含む。）の写し
3	その他市長が必要と認める書類

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所

フリガナ
氏 名

印

電話番号

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 対象システム設置場所												
2 工事日程	<input type="text" value="着工予定"/>	年 月 日	<input type="text" value="完了予定"/>									
3 システム設置経費	円											
4 建築区分	<input type="checkbox"/> 新 築 <input type="checkbox"/> 既 築 <input type="checkbox"/> 建 売											
5 太陽電池の公称最大出力	k W	(小数点以下2位未満は切捨て)										
6 補助金交付申請額	円	(太陽電池の公称最大出力×48,000円。千円未満は切捨て、上限は4kW分まで。)										
7 対象システムのメーカー												
8 対象システム設置事業者又は対象システム付住宅販売事業者	<table border="1" style="width:100%"> <tr> <td colspan="3">会社名</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> </table>			会社名			住所	電話番号				
会社名												
住所	電話番号											
9 手続を代行する市内事業者等又は手続代理者	<p>※手続代理者に委任する場合は、裏面の委任状欄に必ず記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td>会社名</td> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">代表者・代表者印</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>担当者</td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> </table>			会社名	住所		代表者・代表者印		印	担当者	電話番号	
会社名	住所											
代表者・代表者印		印										
担当者	電話番号											
10 交付決定通知書送付先住所	<p>※申請者住所と通知書送付先が異なる場合のみ、記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td>住所</td> </tr> </table>			住所								
住所												

1 1 同意事項（次の事項を確認して、□にチェックを入れてください。同意できない場合、補助金の交付決定ができませんので、ご了承ください。）	
(1) 現在、対象システムを設置する住宅に	<input type="checkbox"/> 居住している <input type="checkbox"/> 居住していない
<input type="checkbox"/> 事業完了報告書の提出時までに当該住所に住民登録をします。（居住していないと回答された方のみ）	
(2) 対象システムを設置する住宅が	<input type="checkbox"/> 店舗併用住宅である <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅でない
<input type="checkbox"/> 対象システムで発電した電力は、住宅部分において使用します。（店舗併用住宅であると回答された方のみ）	
1 2 添付書類（□にチェックを入れ、必要な添付書類を確認してください。）	
<input type="checkbox"/> J・P・E・Cが発行する補助金申込受理決定通知書の写し	
<input type="checkbox"/> J・P・E・Cへ提出する補助金申込書（添付書類を含む。）の写し	
<input type="checkbox"/> 対象システム設置前の現況を示すカラー写真（住宅を購入する場合を除く。）	
<input type="checkbox"/> 対象システムを設置する住宅の位置図	
<input type="checkbox"/> 申請者の市税納税証明書	
<input type="checkbox"/> 建物所有者の承諾書及び当該所有者が建物を所有していることを証明する書類（住宅を借りている場合に限る。）	
<input type="checkbox"/> 行政書士の資格を証明する証票の写し（手続代理者が代理業務を行う場合に限る。）	
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

※申請を手続代理者（行政書士又は行政書士法人）に委任する場合のみ記入してください。

<h2>委 任 状</h2>	
代理人	<u>住 所</u>
	<u>氏 名</u>
	<u>電話番号</u>
<p>私は、上記の者を代理人と定め、<u> </u>年度登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第12条の規定により、次の権限を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金交付申請手続きの権限</p> <p>2 計画変更承認申請手続きの権限</p> <p>3 中止承認申請手続きの権限</p> <p>4 設置完了報告手続きの権限</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
委任者	<u>住 所</u>
	<u>氏 名</u> <u>印</u>
	<u>電話番号</u>

登別市指令第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金について、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定番号	
交付決定日	
補助金交付額	円
交付条件	

【注意事項】

- この補助金交付額は予定額であり、「登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金事業完了報告書（別記様式第8号）」が提出された時点で補助金交付額を確定します。
- 市長が別に定める期限までに事業完了報告が行われなかった場合、当該交付決定は無効となります。
- 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、補助金を既に交付しているときは、補助金の返還を請求することがあります。
 - 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
 - 補助金を太陽光発電システム等の設置以外の用途に使用したとき。
 - 要綱第6条第2項に規定する交付条件を満たさないとき。

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金について、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、次のとおり不交付となりましたので通知します。

記

不交付の理由

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金計画変更承認申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 変更の内容

変更項目	
変更前	
変更後	

2 変更の理由（具体的に記入してください。）

--

3 手続を代行する市内事業者等又は手続代理者

会社名			
住所			
代表者・代表者印	印		
担当者		電話番号	

4 添付書類（□にチェックを入れ、必要な添付書類を確認してください。）

<input type="checkbox"/> 変更等の内容が確認できる書類の写し
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金計画変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金の計画変更について、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり承認しましたので通知します。

記

交付決定番号	
計画変更承認日	
計画変更承認の内容	

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金中止承認申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

交付決定番号	
中止の理由	

手続を代行する市内事業者等又は手続代理者

会社名			
住所			
代表者・代表者印			印
担当者		電話番号	

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金中止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金の中止について、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり承認しましたので通知します。

記

中止となる 交付決定番号	
中止承認日	
中止の理由	

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金事業完了報告書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付けで交付決定のありました登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金について、次のとおり補助対象事業を完了しましたので登別市太陽光発電システム設置補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

交付決定番号			
1 対象システム設置場所			
2 工事日程	着工日	年 月 日	完了日 年 月 日
3 太陽電池の公称最大出力	k W	小数点以下2位未満は切捨て	
4 ※補助金交付決定額	円	「交付決定通知書（様式第2号）」に記載された金額を記入してください。	
※「計画変更承認申請書（様式第3号）」による金額の変更がある場合、その金額を記入してください。			
5 対象システムのメーカー			
6 対象システム設置事業者又はシステム付住宅販売事業者	会社名		
	住所	電話番号	
7 手続を代行する市内事業者等又は手続代理者	会社名		
	住所		
	代表者・代表者印	印	
	担当者	電話番号	
8 添付書類（□にチェックを入れ、必要な添付書類を確認してください。）	<input type="checkbox"/> J-P E Cの発行する補助金交付決定通知書の写し <input type="checkbox"/> J-P E Cへ提出する補助金交付申請書（兼完了報告書）（添付書類を含む。）の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類		

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の件について、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり補助金額が確定しましたので通知します。

記

交付決定番号	
確定補助金額	円

【注意事項】

- 1 本補助金交付額確定通知書を受けたときは、速やかに「登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（別記様式第10号）」を提出してください。
- 2 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、補助金を既に交付しているときは、補助金の返還を請求することがあります。
 - (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を太陽光発電システム等の設置以外の用途に使用したとき。

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書

年 月 日

登別市長 様

請求者 住 所

氏 名 印

電話番号

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、
次のとおり請求します。

記

交付決定番号	
交付請求額	円

※『登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）』に
記載された金額を記入してください。

振込先	
金融機関名	
支店名	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
フリガナ	
口座名義人	
口座番号	

【注意事項】

- 1 請求者氏名と口座名義人は同一になります。
- 2 印鑑は補助金交付申請の際に使用したものを押印してください。（その他の印鑑は無効となります。）
- 3 金額の訂正はできません。
- 4 金額以外を訂正する場合は、訂正印を押してください。

別記様式第11号（第13条関係）

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金財産処分承認申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、
次のとおり申請します。

記

交付決定番号						
1 処分の方法（該当する項目を○で囲んでください。）						
	売却	譲渡	交換	貸与	廃棄	その他
その他については、具体的に記入してください。 ()						
2 処分の時期	年 月 日から (年 月 日まで)					
3 処分の理由						
4 処分の条件（処分することによって収益があった場合は、その額を記載してください。）	()					

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のありました登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金に係る財産処分について、登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、次のとおり承認しましたので通知します。

記

財産処分となる 交付決定番号	
財産処分承認日	
財産処分の理由	